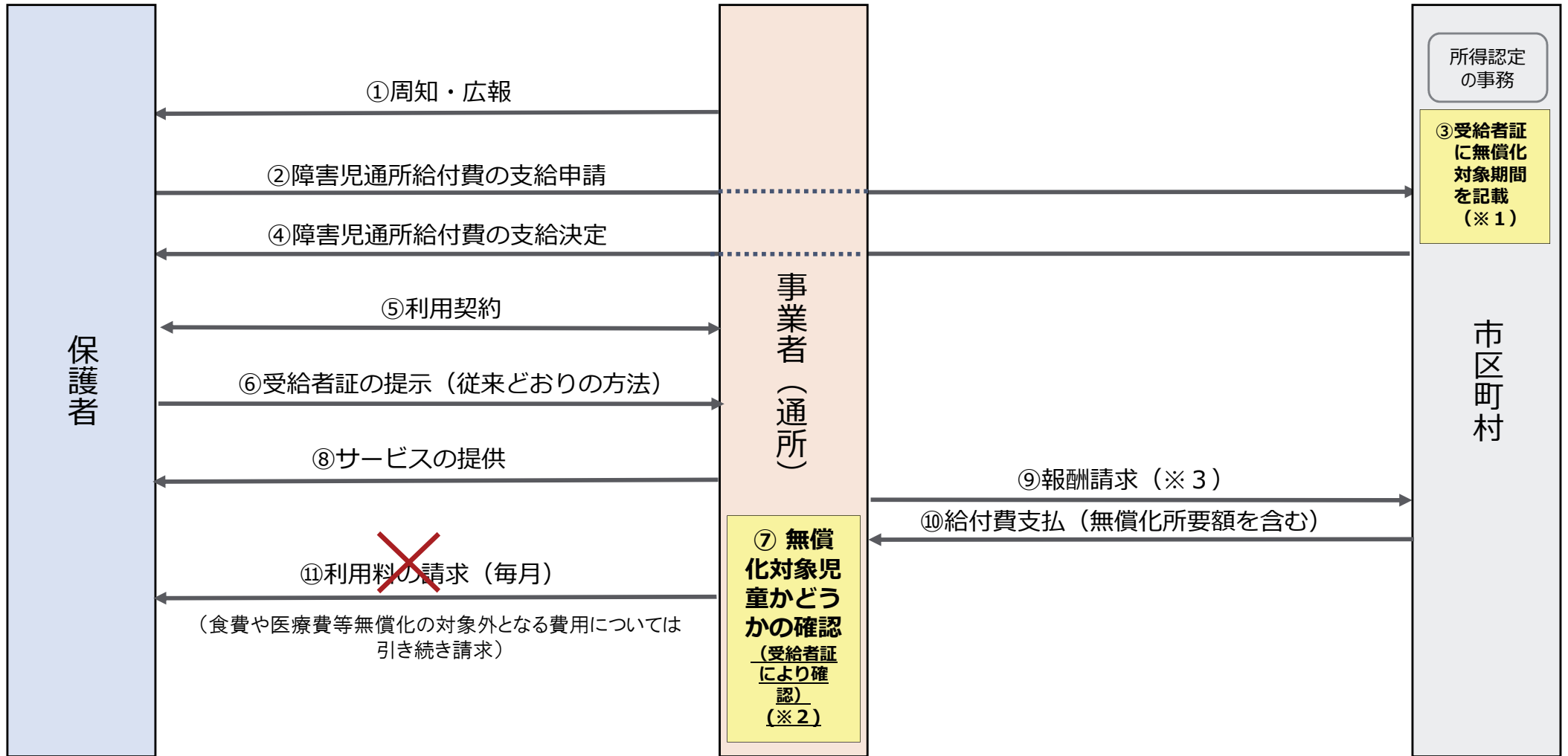


# 就学前障害児の発達支援の無償化における 事務のフローについて

- (1) 障害児通所支援事業所（契約）
- (2) 障害児入所施設（契約）
- (3) 障害児通所支援事業所（やむを得ない措置）
- (4) 障害児入所施設（措置）

# (1) 障害児通所支援事業所（契約）



## 【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。  
(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している市区町村が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

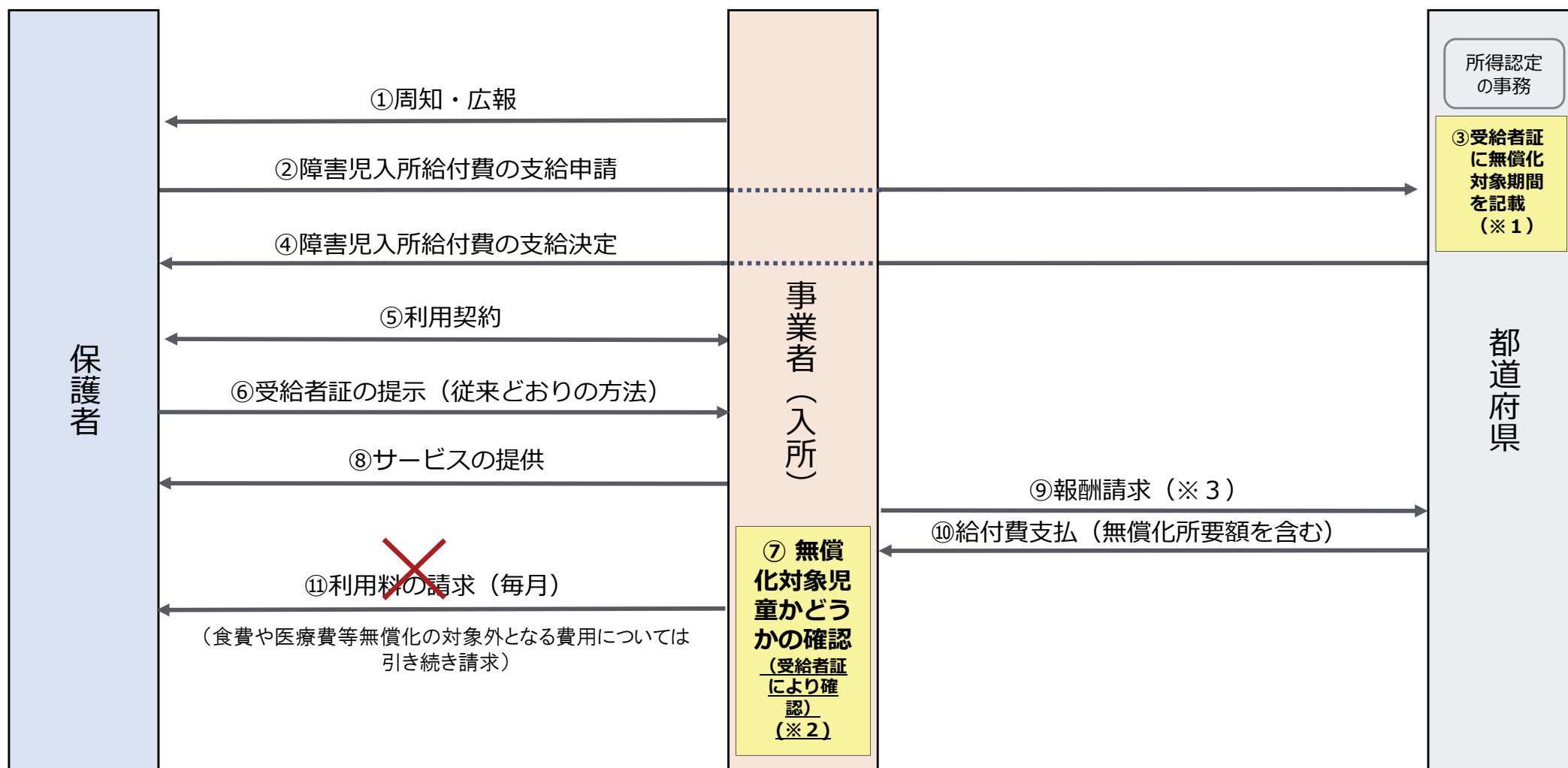
## 【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

- 利用開始前々月～前月頃迄  
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施  
保護者：市区町村に対し、障害児通所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄  
市区町村：保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)  
(※1) 2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。  
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月  
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)  
(※2) 2019年10月以降、当面の間は、生年月日により確認することを想定。  
○2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象  
○2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象  
以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃  
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要  
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄  
事業者：国保連に障害児通所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・市区町村による審査あり)  
(※3) 無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。  
国保連：市区町村へ障害児通所給付費を請求  
市区町村：国保連を通じて、事業者へ障害児通所給付費を支払

## 【その他(備考)】

【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

## (2) 障害児入所支援事業所（契約）



## 【基本的な考え方】

- 現行の障害児入所給付費の仕組みを活用した事務フローを想定。  
(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している都道府県が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

## 【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

- 利用開始前々月～前月頃迄  
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施  
保護者：都道府県に対し、障害児入所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄  
都道府県：障害児の保護者に対し、障害児入所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)  
(※1) 2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新等の際に順次記載する。  
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月  
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)  
(※2) 2019年10月以降、当面の間は、生年月日により確認することを想定。  
○2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象  
○2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象  
以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃  
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要  
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄  
事業者：国保連に障害児入所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・都道府県による審査あり)  
(※3) 無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。  
国保連：都道府県へ障害児入所給付費を請求  
都道府県：国保連を通じて、事業者へ障害児入所給付費を支払【※】

## 【その他(備考)】

【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

「障害児通所給付費にかかる通所給付決定事務等について」 参考様式9 一部抜粋

(四)

障害児相談支援給付費の支給内容	
支給期間	令和 年 月から令和 年 月まで
指定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	円
適用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
食事提供加算対象者	
適用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2子(第3子以降)軽減対象児童</li> <li>・無償化対象児童</li> </ul> <p>(対象期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで)</p>	
予備欄	

追記箇所

(六)

障害児通所支援事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	事業者確認印
	契約支給量	
	契約日	令和 年 月 日
2	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日
	事業者確認印	
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
	事業者及びその事業所の名称	
3	支援の内容	事業者確認印
	契約支給量	
	契約日	令和 年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日
	事業者確認印	
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	

